#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 3 年 5 月 2 9 日現在

機関番号: 32621

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2020

課題番号: 18K01482

研究課題名(和文)海洋における制度間調整プロセスの解明ー環境問題への包摂か?

研究課題名(英文)A critical analysis of marine institutional interplay: Does environmental law include law of the sea?

#### 研究代表者

都留 康子 (TSURU, YASUKO)

上智大学・総合グローバル学部・教授

研究者番号:30292999

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.300,000円

研究成果の概要(和文): 国家管轄権内の生物多様性から国家管轄権外へと射程が広がり、現在進行形の国家管轄権外の生物多様性(BBNJ)会議の開催決定までの経緯をトレースする中で、海洋法に環境法の概念・アプローチがどのように埋め込まれ、地球全体を包含する生物多様性の保全という考え方が浸透していったのかを明らかにした。また、最終段階を迎えつつあるBBNJの政府間会合についても、詳細な検討を行い、今後、国際社会として取り組むべき課題の抽出も行っている。 BBNJを素材として、海洋法条約の根幹である国連海洋法条約(UNCLOS)と生物多様性条約の相互作用が新たな問題解決への道を記そうとしていることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義 国家管轄権外の生物多様性の問題は、2018年以来の本来2020年で何らかの決着をみるはずだったのが、Covid 19の影響で、会議が延期された。取り扱われるべき問題群などは示されていたが、具体的な内容は未着手だった。Covid19によって、生態系の問題や地球規模の重要性が改めて認識され、本会議への関心は今後さらに高まっていくと思われる。本研究は、この問題を政治過程として扱っているが、法的な議論も同時におこなっており、今後の国際会議の動向はいうまでもなく、遺伝資源から発生する利益配分や科学調査、環境影響評価の問題ない、海洋学生の原公解における研究理解を明らかにした など、海洋法と環境法の両分野における研究課題を明らかにした。

研究成果の概要(英文): This research traces back to when and how the conservation and sustainable use of Marine Diversity beyond National Jurisdiction (BBNJ) has been discussed. The main objectives of CBD in 1992 are the conservation of biological diversity; the sustainable use of the components of biological diversity; the fair and equitable sharing of the benefits arising out of the utilization of genetic resources, all of which are supposed to be under national jurisdiction. On the other hand, UNCLOS has its on limits in realizing BBNJ.

In this way, there is a legal gap about this new agenda. On the way to international conventions started in 2017, there has been a conflict and coordination between CBD and UNCLOS. The law of the sea is a traditional law pillar, but international environmental law is a quite new area. Based upon this examination this research analyzes UNLOS has taken new approaches and management tools like ecosystem approach, integrated management and so on.

研究分野: 国際政治

キーワード: グローバルガバナンス レジーム 海洋法 環境問題 生物多様性 遺伝資源

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1.研究開始当初の背景

本研究者は、海洋政治をテーマとしてこれまで研究を行ってきたが、1995年の国連公海漁業協定の成立過程など、政治的な視点から国際法(海洋法)がどのように形成されるかを扱うとともに、南シナ海紛争などを分析し、海洋法がどのように遵守されるのか、あるいは、政治的に利用されるかなど、政治と法の関係に着目してきた。2000年代はじめより、生物多様性条約(CBD)の締約国会議の枠組みや、国連環境会議や国連海洋・海洋法非公式協議(UNICPOLOS)を通して、国家管轄権外の生物多様性についての議論が進み、国連海洋法条約にとっては、第三の実施協定とも言われる協議の開始が2015年には決定された。もともとは、環境条約であるCBDが国家管轄権内を扱い、それが問題領域を管轄権外の海へと拡大していったことになる。このことは、1972年の国連人間環境会議をきっかけとして発展した新しい法としての環境法が、グロティウスの時代にはじまり、国際法の一つの伝統的な柱を形成してきた海洋法に大きな影響を与えたことになる。

また、2010 年には、名古屋において CBD の締約国会議が開催され名古屋議定書が締結されるなど、環境問題の中でも遺伝資源とその配分についての関心が世界的にも高まっていた。国家管轄権外の生物多様性問題(BBNJ)、中でも、深海底に分布する生物遺伝資源問題は、一握りの先進国が開発主体となり莫大な利益をあげるものと途上国は考え、その配分を人類共同財産として配分すべきものとの考え方もなされるようになっていた。また、その開発においては、海洋の生態系などを害する懸念も環境 NGO などからあがっていた。こうして、BBNJ の問題は、国際的にも新たに取り組むべき課題であると考えられるようになっていた。

本研究者は、政治と法の相互作用を検討することを前提においているが、法学者ではないことでの限界もあり、新たな素材(ここでは BBNJ)を扱うことは、法形成のプロセスを重視する上で、絶好のテーマと考えられた。

### 2.研究の目的

上記背景に基づき、以下二つの目的を設定した。

なぜ BBNJ 交渉が開始されることになったのかを検討すること。

既存の制度で解決するという方法もありえたが、あえて国際条約交渉へといたったか、また、なぜ、法的拘束力のある文書という形になったか、各国の利害関係などを詳細に分析すること。

環境問題として、海にどのようなアプローチやツールが検討され、導入されていくか。予防アプローチや環境影響評価、統合的アプローチ、環境保護区などは、環境法の分野からでてきたものである。これらは、海洋法、とりわけ国連海洋法条約(UNCLOS)にどのような変化をもたらすものなのか。

これらの の問題を検討する中で、環境法の制度的な枠組みやレジームが、UNCLOSをはじめとする海洋法のレジームと対立する、あるいは浸潤するという現象がみられるのかどうか、またその際どのような解決がはかれているかを検討する。

## 3.研究の方法

上記目的の については、生物多様性条約の締約国会議や国連の海洋法関連の文書、国連環境会議の交渉記録を検討する。また、NGOのメンバーとして、生物多様性条約の締約国会議などへのオブザーバー参加を行う。研究会を通して、BBNJの交渉担当官(外務省)ならびに交渉団構成員(国際法)からの実際の国際会議場裡での情報提供と意見交換を行う。 に関連して、国際政治の制度間コンフリクト、レジームコンプレックスなどの理論を再度検討するとともに、国際法におけるフォーラムショッピングについて検討。その上で、個別の概念などがどのように発展したかを調べる。最終年度はオランダのユトレヒトの海洋法研究所において、在外研究を行う計画で、受け入れも可能となっていた。

#### 4.研究成果

BBNJの議論は、2020 年 4 月の政府間会合が最終会期とされていたが、COVID19 の影響で会議は延期され 2021 年 8 月にオンライン会議会合が予定されている。国連加盟国の多くが参加することから、8 月での決着も難しいと考えられる。また、研究計画の中で考えていた在外研究も実施することができなかった。

本研究は、最終会議で提出されると思われた合意文書(案)を重視しており、その意味では、

研究が最後まで完結したとは言えない。しかし、3で示した、国際法や国際政治の基本的な理論に立ち返り、レジーム間の関係や調整問題については、再度検討することができた。また、当初は BBNJ がどのようにして新たな問題として国際的に取り上げられるようになったかを検討していく中で、"環境法によって海洋法が浸潤される"のではないかという問題設定も行っていたが、事実としては、BBNJ の議論の中では常に"UNCLOS と合致しなければならない"との確認がなされていることが理解できた。すなわち、海において UNCLOS がすべての活動の法的な枠組みであるという点での異論はない。そう考えると、浸潤というよりも、海洋法が国際環境法の中で扱われた問題やアプローチ、概念を吸収しつつ、発展的に展開していると考えるのが妥当であろう。

なお、国家管轄権外の海域をすべて対象とする BBNJ は、現在進行形の多国間交渉であり、 FAO、IMO、WIPOなど個別国際機関の調整やNGOの影響を検討するには限界があった。 それを踏まえて、今後の研究では、海洋の中でも限定的な海域としての極域の海洋をを扱うことへの契機となったことを最後に記す。

# 5 . 主な発表論文等

_ 〔雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)	<u> </u>
1.著者名 都留康子	4 . 巻 第10号
2.論文標題 SDGsは海洋政策に何を求めているのか	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 日本海洋政策学会誌	6.最初と最後の頁 4-15
  掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)   なし	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
_[学会発表] 計1件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)	
1.発表者名 都留康子	
2 . 発表標題 国家管轄権外区域の海洋生物多様性	
3.学会等名 国際法学会市民講座(招待講演)	
4 . 発表年 2019年	
〔図書〕 計3件	
1.著者名 坂元茂樹、薬師寺公夫、兼原敦子、酒井啓亘、植木俊哉、佐俣紀夫、西本健太郎、都留康子	4 . 発行年 2021年
2.出版社 有信堂	5.総ページ数 300
3.書名 国家管轄権害区域に関する海洋法の新展開	
1.著者名 西谷真規子、山田高敬、都留康子他著	4.発行年 2019年
2. 出版社 ミネルバ	5.総ページ数 <sup>20</sup>
3 . 書名 グローバルガバナンス	

1.著者名 大矢根聡、都留康子他著	4 . 発行年 2019年
2.出版社 ミネルバ	5.総ページ数 10
3.書名 日本外交からみる国際関係	
〔産業財産権〕	

〔その他〕

\_

6 . 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

# 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------